

醸造用ぶどう安定供給体制確立事業実施要領

1 趣旨

近年、北海道や長野など他産地のワイン評価が急速に高まってきており、産地間競争の激しさが増している。こうした中で、日本一のワイン産地として維持・発展していくためには、醸造用ぶどうの安定供給体制を整えていくことに加え、更なる高品質化を図っていくことが不可欠である。しかし、生産農家の高齢化による担い手不足や、生食用品種との取引単価の差による生産農家の栽培意欲の低下などを背景に、栽培面積及び生産量の減少が危惧される。このため、本事業では醸造用ぶどう安定取引推進会議（以下「推進会議」という）において、生産者とワイナリーとの長期契約取引を促進するとともに、栽培面積及び生産量の維持や醸造用ぶどうの更なる高品質化に資する取組を推進する。

2 事業実施主体

この事業の実施主体は、農業団体、ワイナリー等をもって構成される推進会議とする。

3 事業内容

推進会議は醸造用ぶどうの安定的な取引及び高品質化並びに栽培面積・生産量の維持を図るため、以下のことについて、効率的に事業を実施するものとする。

(1) 醸造用ぶどうの安定取引の推進

醸造用ぶどうの安定的取引を図るため、情報交換及び安定取引の推進方策について検討するとともに、生産者とワイナリーとの長期契約取引の促進を図る。

- ア 醸造用ぶどうの需給調査
- イ 契約取引の内容の検討
- ウ 生産者とワイナリーとのマッチング

(2) 高品質化及び栽培面積・生産量の維持への取組

日本を代表するワイン産地としての維持・発展を図るために、醸造用ぶどうの栽培面積・生産量を維持していくとともに、醸造用ぶどうの更なる高品質化に向けた方策について検討する。

- ア 生産量の維持及び担い手不足への対応に関する取組の検討
- イ 醸造用ぶどうの更なる高品質化に向けた意見交換
- ウ 高齢等を理由に栽培が難しくなった生産者と、ほ場を借り受けて醸造用ぶどうを栽培したいワイナリーとのマッチング

(3) 醸造用ぶどうを新植・改植する生産者及びワイナリーへの支援

推進会議はその取組により、ワイナリーとの長期取引契約を締結した生産者及び新たにほ場を借り受けたワイナリーが、既存の棚・垣根を活用して醸造用ぶどうを新植・改植するにあたり、次の支援を実施する。

- ア 栽培開始に伴う経費の支援
- イ 技術的指導および経営的指導

4 事業の推進体制

- (1) 推進会議は、その設置を別添様式1号により、県に報告するものとする。
- (2) 推進会議は、関係者等の連絡調整を行い、円滑な事業推進に努めるものとする。
- (3) 県は設置された推進会議に対し、別添様式2号により、予算の範囲内で事業実施の調整を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 醸造用甲州産地育成強化事業実施要領は、廃止する。
- 3 ソワノワール長期契約栽培推進事業実施要領は、廃止する。

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名

醸造用ぶどう安定取引推進会議設置報告書

このことについて、以下のとおり醸造用ぶどう安定取引推進会議を設置したので報告します。

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議・マッチングの開催計画

開催時期	開催場所	内容	備考

※押印省略して差し支えない

別添様式 2 号

番
年 月 日

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 殿

山梨県知事 印

醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金について（通知）

年 月 日付けで安定取引推進会議の設置報告のあったこのことについて、本年度の補助金交付申請を行う場合は 年 月 日までに、醸造用ぶどう安定供給体制確立事業費補助金交付要綱第 4 条により、申請してください。